



基 発 0329 第 28 号  
平成 23 年 3 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 作業環境測定基準の一部を改正する告示等の施行等について

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 4 号。平成 23 年 1 月 14 日公布。）により、4 月 1 日をもって、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 3 の特定化学物質の第 2 類物質に「酸化プロピレン」及び「1, 1-ジメチルヒドラジン」を加えることとされている。

また、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 5 号。平成 23 年 1 月 14 日公布。）により、4 月 1 日をもって、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 38 条の 17 に定める作業に応じた健康障害防止措置を講じなければならない物質に「1, 4-ジクロロ-2-ブテン」を加えることとされている。

今般、これら 3 物質の管理濃度等について検討を行った平成 22 年度管理濃度等検討会の中間報告書（平成 22 年 12 月 6 日）を踏まえ、作業環境測定基準の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 91 号）、作業環境評価基準の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 92 号）、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 93 号）及び特定化学物質障害予防規則第 8 条第 1 項の厚生労働大臣が定める要件の一部を改正する件（平成 23 年厚生労働省告示第 94 号）がいずれも平成 23 年 3 月 30 日に公示され、4 月 1 日から適用されることとされたところである。

また、同じく平成 22 年度管理濃度等検討会において、質量濃度変換係数（K 値）について実測データを踏まえて検討された結果を踏まえ、ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について（平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2）を改正することとしたところである。

については、上記告示及び通達について、関係者への周知徹底を図るとともに、下記の事項に留意して、その運用に遺漏なきを期されたい。

- 1 作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）関係
  - (1) 空気中の「酸化プロピレン」及び「1, 1-ジメチルヒドラジン」の濃度の測定方法を定めたこと。（別表第 1 関係）
  - (2) 「酸化プロピレン」の試料採取方法について、固体捕集方法としており、具体的には、合成樹脂製の球状活性炭を充填した活性炭管を用いることとする。
  - (3) 「1, 1-ジメチルヒドラジン」の試料採取方法について、固体捕集方法としており、具体的には、硫酸含浸グラスファイバーフィルターを用いることとする。

- 2 作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号）関係
 

「酸化プロピレン」及び「1, 1-ジメチルヒドラジン」に係る作業環境測定の結果の評価を行うための管理濃度を定めたこと。（別表関係）

- 3 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和 50 年労働省告示第 75 号）関係
 

「酸化プロピレン」、「1, 4-ジクロロ-2-ブテン」若しくは「1, 1-ジメチルヒドラジン」又は「酸化プロピレン」、「1, 4-ジクロロ-2-ブテン」若しくは「1, 1-ジメチルヒドラジン」をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「酸化プロピレン等」という。）のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置の性能要件を定めたこと。（第 1 号の表関係）

- 4 特定化学物質障害予防規則第 8 条第 1 項の厚生労働大臣が定める要件（平成 15 年厚生労働省告示第 378 号）関係
 

酸化プロピレン等のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置の稼働要件を定めたこと。

- 5 ずい道等建設工事における質量濃度変換係数（K 値）関係
 

平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」の別添 1「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の別紙「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」の 4（1）ロの表を次のように改める。

測定機器	質量濃度変換係数
LD-2	2
3451	0.6
P-5L、P-5L2、P-5L3	0.04
LD-1L、3411、LD-5D	0.02
P-5H、P-5H2、P-5H3	0.004
3423、3442	0.003
LD-1H、LD-1H2、LD-3K、LD-3K2、LD-5	0.002

これは、「平成22年度管理濃度等検討会」の中間報告書を踏まえ、新たに4種類の測定機器に対応する質量濃度変換係数（K値）を追加したものであること。

#### 6 屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン関係

平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の別添1「屋外作業等における作業環境管理に関するガイドライン」の6（1）イ（イ）中「19」の次に「、19の2」を加え、同6（2）イ（イ）中「19」の次に「、19の2」を加える。

別表第1中「99 ビフェニル」の項を「101 ビフェニル」とし、「26 臭化メチル」の項から「98 パラージクロルベンゼン」の項までを2項ずつ繰り下げ、「28 臭化メチル」の項の前に次のように加える。

27 1,1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm
------------------	---------

別表第1中「25 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン」の項を「26 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン」とし、「20 ジアニシジンおよびその塩」の項から「24 ジクロルベンジジン及びその塩」までを1項ずつ繰り下げ、「19 コールタール」の項の次に次のように加える。

20 酸化プロピレン	2ppm
------------	------

これは、「酸化プロピレン」及び「1, 1-ジメチルヒドラジン」について、屋外作業場等における作業環境の測定の結果の評価のための管理濃度を追加したものであること。

○ ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について（平成12年12月26日付け基発第768号の2） 新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

改正	現行																														
<p>別添1 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</p> <p>別紙 換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法</p> <p>4 測定方法 (1)空気中の粉じん濃度の測定 イ (略) ロ (本文略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">測定機器</th> <th style="text-align: center;">質量濃度変換係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>LD-2</u></td> <td><b>2</b></td> </tr> <tr> <td>3451</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>P-5L、P-5L2、P-5L3</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>LD-1L、3411、<u>LD-5D</u></td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>P-5H、P-5H2、P-5H3</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td><u>3423、3442</u></td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>LD-1H、LD-1H2、LD-3K、LD-3K2、<u>LD-5</u></td> <td>0.002</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ (略) (2)~(4) (略)</p>	測定機器	質量濃度変換係数	<u>LD-2</u>	<b>2</b>	3451	0.6	P-5L、P-5L2、P-5L3	0.04	LD-1L、3411、 <u>LD-5D</u>	0.02	P-5H、P-5H2、P-5H3	0.004	<u>3423、3442</u>	0.003	LD-1H、LD-1H2、LD-3K、LD-3K2、 <u>LD-5</u>	0.002	<p>別添1 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</p> <p>別紙 換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法</p> <p>4 測定方法 (1)空気中の粉じん濃度の測定 イ (略) ロ (本文略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">測定機器</th> <th style="text-align: center;">質量濃度変換係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3451</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>P-5L、P-5L2、P-5L3</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>LD-1L、3411</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>P-5H、P-5H2、P-5H3</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>3423</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>LD-1H、LD-1H2、LD-3K、LD-3K2</td> <td>0.002</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ (略) (2)~(4) (略)</p>	測定機器	質量濃度変換係数	3451	0.6	P-5L、P-5L2、P-5L3	0.04	LD-1L、3411	0.02	P-5H、P-5H2、P-5H3	0.004	3423	0.003	LD-1H、LD-1H2、LD-3K、LD-3K2	0.002
測定機器	質量濃度変換係数																														
<u>LD-2</u>	<b>2</b>																														
3451	0.6																														
P-5L、P-5L2、P-5L3	0.04																														
LD-1L、3411、 <u>LD-5D</u>	0.02																														
P-5H、P-5H2、P-5H3	0.004																														
<u>3423、3442</u>	0.003																														
LD-1H、LD-1H2、LD-3K、LD-3K2、 <u>LD-5</u>	0.002																														
測定機器	質量濃度変換係数																														
3451	0.6																														
P-5L、P-5L2、P-5L3	0.04																														
LD-1L、3411	0.02																														
P-5H、P-5H2、P-5H3	0.004																														
3423	0.003																														
LD-1H、LD-1H2、LD-3K、LD-3K2	0.002																														

- 屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて（平成17年3月31日付け基発第0331017号） 新旧対照表  
（傍線部分は改正部分）

改正	現行
<p>別添 1 屋外作業等における作業環境管理に関するガイドライン</p> <p>6 作業環境の測定の結果及びその評価の記録の保存</p> <p>(1)測定結果</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 記録の保存</p> <p>(イ) 上記 3 の(2)に係る測定については 3 年間。 ただし、令別表第 3 第 1 号 1、2 若しくは 4 から 7 までに掲げる物若しくは同表第 2 号 4 から 6 まで、8、12、14、15、19、<u>19 の 2</u>、24、26、29、30、31 の 2 若しくは 32 に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等(特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号)第 36 条第 3 項に規定するクロム酸等をいう。以下同じ。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第 3 第 2 号 11 又は 21 に掲げる物に係る測定については 30 年間、石綿に係る測定については 40 年間。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(2)測定結果の評価</p> <p>イ 記録の保存</p>	<p>別添 1 屋外作業等における作業環境管理に関するガイドライン</p> <p>6 作業環境の測定の結果及びその評価の記録の保存</p> <p>(1)測定結果</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 記録の保存</p> <p>(イ) 上記 3 の(2)に係る測定については 3 年間。 ただし、令別表第 3 第 1 号 1、2 若しくは 4 から 7 までに掲げる物若しくは同表第 2 号 4 から 6 まで、8、12、14、15、19、24、26、29、30、31 の 2 若しくは 32 に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等(特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号)第 36 条第 3 項に規定するクロム酸等をいう。以下同じ。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第 3 第 2 号 11 又は 21 に掲げる物に係る測定については 30 年間、石綿に係る測定については 40 年間。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(2)測定結果の評価</p> <p>イ 記録の保存</p>

(ア) (略)

(イ) 上記3の(2)に係る評価については3年間。

ただし、令別表第3第1号6に掲げる物若しくは同表第2号4から6まで、14、15、19、19の2、24、29、30若しくは31の2に掲げる物に係る評価並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る評価については30年間、石綿に係る測定については40年間。

(ウ)～(オ) (略)

別表第1

測定対象物質と管理濃度等

物の種類	管理濃度等
(略)	(略)
19 コールタール	(略)
<u>20 酸化プロピレン</u>	<u>2ppm</u>
<u>21 ジアニシジンおよびその塩</u>	(略)
(略)	(略)
<u>26 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン</u>	(略)
<u>27 1,1-ジメチルヒドラジン</u>	<u>0.01ppm</u>
<u>28 臭化メチル</u>	(略)

(ア) (略)

(イ) 上記3の(2)に係る評価については3年間。

ただし、令別表第3第1号6に掲げる物若しくは同表第2号4から6まで、14、15、19、24、29若しくは30に掲げる物に係る評価並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る評価については30年間、石綿に係る測定については40年間。

(ウ)～(オ) (略)

別表第1

測定対象物質と管理濃度等

物の種類	管理濃度等
(略)	(略)
19 コールタール	(略)
20 ジアニシジンおよびその塩	(略)
(略)	(略)
25 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	(略)
26 臭化メチル	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
別表第 2 (略)		別表第 2 (略)	

